

令和2年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(11 月 25 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和2年第3回神奈川県議会定例会（11月25日提案分）提出議案件数調	1
2	令和2年度11月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和2年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書	2
3	令和2年度11月補正予算の主な内容	3
4	令和2年度一般会計11月補正予算地方債について	4
5	湘南国際村センターの事業再開に向けた感染拡大防止対策について【政策局】	6
6	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	7
7	神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	8
8	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	9
9	神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	10
10	令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局】	11
11	知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局】	12
12	神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	13
13	県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	14
14	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要【総務局】	15
15	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	16
16	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	17
17	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	18
18	和解の概要【総務局】	19
19	当せん金付証票の発売の概要【総務局】	20
20	新型コロナウイルス感染症対策に係る県内経済の再開と回復に向けた支援について【国際文化観光局】	21
21	令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【国際文化観光局】	22
22	令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局】	23

23	令和2年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について 【環境農政局】	25
24	神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】	26
25	新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について 【福祉子どもみらい局】	27
26	新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局】	29
27	医師等確保対策について【健康医療局】	30
28	新型コロナウイルス感染症対策に係る医療の担い手支援について【健康医療局】	31
29	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】	32
30	食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例の概要 【健康医療局】	33
31	神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】	34
32	衛生研究所の特定事業契約の変更の内容【健康医療局】	36
33	令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【産業労働局】	37
34	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款の変更の概要【産業労働局】	38
35	令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局】	39
36	令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局】	42
37	神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	43
38	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	44
39	神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	45
40	神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	47
41	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	48
42	神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	49
43	神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例の概要【県土整備局】	50
44	湘南港の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	51
45	葉山港の指定管理者の指定の変更の概要【県土整備局】	51
46	県立高校における空調設備の整備について【教育委員会】	52
47	令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会】	53
48	令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会】	54
49	和解の概要【教育委員会】	55

50	令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部】	56
51	令和2年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁】	57
52	令和2年度公営企業資金等運用事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁】	58
53	令和2年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁】	59

1 令和2年第3回神奈川県議会定例会（11月25日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	3
合 計	5

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 改 正	22
特 定 事 業 契 約 の 変 更	1
指 定 管 理 者 の 指 定 の 変 更	2
そ の 他	4
合 計	29

2 令和2年度11月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,311,012,537	30,925,143	2,341,937,680
特 別 会 計	2,142,808,769	—	2,142,808,769
企 業 会 計	148,646,708	—	148,646,708
合 計	4,602,468,014	30,925,143	4,633,393,157

(参考) 前年度(令和元年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	11月補正額	合 計 額
一 般 会 計	1,859,562,733	17,735,453	1,877,298,186
特 別 会 計	2,072,175,572	206,000	2,072,381,572
企 業 会 計	113,662,639	254,035	113,916,674
合 計	4,045,400,944	18,195,488	4,063,596,432

(1) 令和2年度神奈川県一般会計11月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考
		国 庫 支出金	分担金 及び 負担金	使用料 及び 手数料	財産 収入	寄附金	繰入金	諸収入	県 債	一 般 財 源	
政 策 局	12,456	12,456									
国 際 文 化 観 光 局	1,033,457	1,033,457									
福祉子ども みらい局	27,171,550	27,171,550									
健康医療局	1,472,000	940,000				399,000				133,000	
教 育 局	1,235,680	1,189,342							34,000	12,338	
合 計	30,925,143	30,346,805				399,000			34,000	145,338	繰越金 145,338

3 令和2年度11月補正予算の主な内容

新型コロナウイルス感染症への対応など、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

- 福祉施設におけるマスクや消毒液の購入等 4,171,550千円
- 薬局事務員慰労事業費 674,000千円
- 「地元かながわ再発見」推進事業費 1,033,457千円
- 生活福祉資金貸付事業費補助 23,000,000千円
- 県立学校空調設備整備費 1,235,680千円
- 繰越明許費の設定
 - ・ 県内消費喚起対策事業費 設定額 7,500,000千円
 - ・ 働き方改革推進事業費 設定額 60,000千円
 - ・ 「地元かながわ再発見」推進事業費 設定額 1,433,457千円
 - ・ 県立学校空調設備整備費 設定額 1,235,680千円

(2) その他（新型コロナウイルス感染症対策以外）

- 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備（地域医療介護総合確保基金活用事業）
基金への積立：399,000千円、活用事業：399,000千円
- ゼロ県債の設定【債務負担行為の設定】
限度額（総額） 9,517,058千円

【予算に関する説明書（その3） 15～16頁】

4 令和2年度一般会計11月補正予算地方債について

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み		当 該 年 度 末 現在高見込額	
				当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額		
	千円	千円		千円	千円	千円	
1 普 通 債	[1,358,697,207] 1,645,345,407	(18,077,400) [1,322,921,012] 1,612,073,277	補正前の額	77,895,000	[126,057,467] 115,671,711	[1,292,869,945] 1,592,407,966	
			補 正 額	34,000	-		
			計	77,929,000	[126,057,467] 115,671,711		
	(1) 民 生	[31,906,933] 37,661,313	(369,000) [30,145,162] 35,440,677	補正前の額	4,469,000	[2,448,144] 2,728,428	[32,535,018] 37,550,249
				補 正 額	-	-	
				計	4,469,000	[2,448,144] 2,728,428	
	(2) 衛 生	[20,562,948] 22,599,003	(4,400) [20,513,525] 22,534,275	補正前の額	1,148,000	[1,186,984] 1,034,119	[20,478,941] 22,652,556
				補 正 額	-	-	
				計	1,148,000	[1,186,984] 1,034,119	
(3) 労 働	[8,189,845] 10,213,780	[7,543,250] 9,017,225	補正前の額	21,000	[562,350] 144,150	[7,001,900] 8,894,075	
			補 正 額	-	-		
			計	21,000	[562,350] 144,150		
(4) 農 林 水 産	[86,269,235] 103,899,220	(818,000) [79,774,627] 98,705,517	補正前の額	2,122,000	[9,477,540] 9,928,730	[73,237,087] 91,716,787	
			補 正 額	-	-		
			計	2,122,000	[9,477,540] 9,928,730		
(5) 土 木	[898,191,949] 1,101,415,614	(12,172,000) [860,425,762] 1,064,202,907	補正前の額	48,733,000	[82,576,099] 74,249,429	[838,754,663] 1,050,858,478	
			補 正 額	-	-		
			計	48,733,000	[82,576,099] 74,249,429		
(6) 警 察	[62,475,815] 73,887,130	(406,000) [62,629,495] 74,462,320	補正前の額	3,789,000	[7,608,997] 8,883,732	[59,215,498] 69,773,588	
			補 正 額	-	-		
			計	3,789,000	[7,608,997] 8,883,732		
(7) 教 育	[127,511,986] 150,234,271	(1,873,000) [143,344,163] 168,591,503	補正前の額	15,401,000	[9,773,226] 7,257,691	[150,878,937] 178,641,812	
			補 正 額	34,000	-		
			計	15,435,000	[9,773,226] 7,257,691		
(8) そ の 他	[123,588,496] 145,435,076	(2,435,000) [118,545,028] 139,118,853	補正前の額	2,212,000	[12,424,127] 11,445,432	[110,767,901] 132,320,421	
			補 正 額	-	-		
			計	2,212,000	[12,424,127] 11,445,432		
2 災 害 復 旧 債	[917,873] 927,473	(3,380,000) [2,153,966] 2,187,686	補正前の額	604,000	[60,740] 34,966	[6,077,226] 6,136,720	
			補 正 額	-	-		
			計	604,000	[60,740] 34,966		
	(1) 総 務	-	3,000	補正前の額	-	-	3,000
				補 正 額	-	-	
				計	-	-	
	(2) 農 林 水 産	[443,092] 446,812	(879,000) [462,183] 482,283	補正前の額	253,000	[27,590] 6,555	[1,566,593] 1,607,728
				補 正 額	-	-	
				計	253,000	[27,590] 6,555	
(3) 土 木	[474,781] 480,661	(2,501,000) [1,691,783] 1,702,403	補正前の額	351,000	[33,150] 28,411	[4,510,633] 4,525,992	
			補 正 額	-	-		
			計	351,000	[33,150] 28,411		

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額		
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額			
3 その他			補正前の額	105,000,000	[141,520,820] 110,157,571	[2,015,073,982] 2,468,932,027	
			補正額	-	-		
			計	105,000,000	[141,520,820] 110,157,571		
	(1) 減税補填債	[112,278,804] 153,490,890	[101,122,379] 148,411,355	補正前の額	-	[11,960,596] 9,757,550	[89,161,783] 138,653,805
				補正額	-	-	
				計	-	[11,960,596] 9,757,550	
	(2) 臨時税収補填債	[17,383,275] 18,395,000	[15,359,825] 18,395,000	補正前の額	-	[2,023,450] -	[13,336,375] 18,395,000
				補正額	-	-	
				計	-	[2,023,450] -	
	(3) 減収補填債	[69,128,470] 76,916,920	[78,101,490] 78,899,760	補正前の額	-	[3,583,980] 3,374,160	[74,517,510] 75,525,600
				補正額	-	-	
				計	-	[3,583,980] 3,374,160	
	(4) 臨時財政対策債	[1,873,850,604] 2,208,976,339	[1,852,578,650] 2,223,951,025	補正前の額	105,000,000	[123,941,948] 97,015,015	[1,833,636,702] 2,231,936,010
				補正額	-	-	
				計	105,000,000	[123,941,948] 97,015,015	
	(5) 枠外債	89,095	79,458	補正前の額	-	10,846	68,612
				補正額	-	-	
				計	-	10,846	
	(6) 調整債	-	4,353,000	補正前の額	-	-	4,353,000
				補正額	-	-	
				計	-	-	
合 計	[3,432,345,328] 4,104,141,124	(21,457,400) [3,376,669,780] 4,088,350,561	補正前の額	183,499,000	[267,639,027] 225,864,248	[3,314,021,153] 4,067,476,713	
			補正額	34,000	-		
			計	183,533,000	[267,639,027] 225,864,248		

- 備考 1 ()内の金額は外書きで、次年度への繰越額を示す。
2 []は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。
3 3その他 (5)枠外債の現在高及び現在高見込額には平成30年度以前に農業改良資金会計において計上した枠外債を含む。

5 湘南国際村センターの事業再開に向けた感染拡大防止対策について【政策局関係】

2款 総務費 1項 政策費

⑨ 湘南国際村センター感染症対策費

(1) 目的

湘南国際村センターの事業再開に向けた施設の感染拡大防止対策を実施する。

(2) 内容

湘南国際村センター研修室や飲食スペース等における感染拡大防止対策の実施に要する経費を負担する。

(3) 予算額 12,456千円

【議案（条例その他 その4） 1頁 定県第123号議案】

6 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、1法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和3年1月1日

7 神奈川県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

各市町村の固定資産税の基礎となる提示平均価額の算定期の見直しに伴い、提示平均価額について審議を行う神奈川県固定資産評価審議会の委員の任期を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

神奈川県固定資産評価審議会の委員の任期を2年から3年に変更する。

(3) 施行期日

令和3年4月1日

8 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

市町村への権限移譲に関する地方自治法第252条の17の2の規定に基づく市町村との協議の結果等により、市町村が処理する事務の範囲等について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 大気汚染防止法の一部改正に伴う改正 [1項目]

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の届出を行った発注者等に対し、大気汚染防止法に規定する除去方法により工事を行うことを命ずる事務等を平塚市及び藤沢市に移譲するもの

イ 魚介類行商等に関する条例の廃止に伴う改正 [1項目]

魚介類行商等に関する条例を廃止することに伴い、同条例に基づく事務を横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市へ移譲する旨を規定した項目を削除するもの

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日。ただし、(2)イ及び(3)イ(イ)については令和3年6月1日。

イ 経過措置

(ア) 大気汚染防止法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の大気汚染防止法（以下「旧法」という。）第18条の15第1項及び第2項に規定する届出並びに旧法第18条の16及び第18条の19に規定する命令に係る事務については、改正前の(2)アの規定の例により、平塚市及び藤沢市が処理するものとする。

(イ) 魚介類行商等に関する条例を廃止する等の条例附則第2項及び第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例第1条の規定による廃止前の魚介類行商等に関する条例第3条第1項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項、第8条、第9条、第11条並びに第12条の規定による事務並びにこれらの規定の施行に係る事務については、改正前の(2)イの規定の例により、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市が処理するものとする。

9 神奈川県統計調査条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、県統計調査に係る調査票情報の有効活用を図るため、調査票情報を提供する対象範囲を拡大するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 調査票情報の庁外への提供に際し、対象となる機関について、独立行政法人等を追加するなど、所要の改正を行う。（第10条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第2条、第4条、第6条、第8条、第9条、第11条、第12条、第16条、第17条及び第18条関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

【議案（予算 その3） 4頁 定県第118号議案】

10 令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【総務局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			152,000
	6 総務管理費		152,000
		本庁舎等維持運営費	95,000
		住宅供給公社ビル等貸室借上費	57,000
総務局計			152,000

【議案（条例その他 その4） 7～8頁 定県第127号議案】

11 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職や他都道府県との均衡を考慮し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正する条例

知事及び副知事の給与等に関する条例（第1条、第2条）

教育長の給与等に関する条例（第3条、第4条）

監査委員の給与等に関する条例（第5条、第6条）

公営企業管理者の給与等に関する条例（第7条、第8条）

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（第9条、第10条）

(3) 改正の内容

ア 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和2年 12月	6月	100分の165	100分の170
	3月以上6月未満	100分の99	100分の102
	3月未満	100分の49.5	100分の51

イ 令和3年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の167.5
	3月以上6月未満	100分の100.5
	3月未満	100分の50.25

(4) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(3)イについては、令和3年4月1日から施行する。

12 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

大規模化した児童相談所の適正規模化や、迅速かつ的確に事案に対応できる体制の確保を目的として、所管区域を変更し、新たな児童相談所を設置するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

中央児童相談所と厚木児童相談所の所管区域を見直し、新たに大和綾瀬地域児童相談所を設置する。（第9条関係）

現 行		改 正	
児童相談所名 (設置場所)	所管区域	児童相談所名 (設置場所)	所管区域
中央児童相談所 (藤沢市亀井野)	藤沢市、茅ヶ崎市、 大和市、高座郡	中央児童相談所 (藤沢市亀井野)	藤沢市、茅ヶ崎市__ ____、高座郡
厚木児童相談所 (厚木合同庁舎)	厚木市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛 甲郡	厚木児童相談所 (厚木合同庁舎)	厚木市、海老名市、 座間市____、愛 甲郡
【新規】		大和綾瀬地域 児童相談所 (藤沢市亀井野)	大和市、綾瀬市

※ 平塚、鎌倉三浦地域及び小田原の各児童相談所は改正なし。

(3) 施行期日

令和3年4月1日

【議案（条例その他 その4）10頁 定県第129号議案】

13 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末手当と同様の引き下げを行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	改正	現行
令和2年 12月	6月	100分の220	100分の225
	3月以上6月未満	100分の132	100分の135
	3月未満	100分の66	100分の67.5

イ 令和3年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	在職期間	支給割合
6月 12月	6月	100分の222.5
	3月以上6月未満	100分の133.5
	3月未満	100分の66.75

(3) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(2)イについては、令和3年4月1日から施行する。

【議案（条例その他 その4）11～12頁 定県第130号議案】

14 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和2年10月28日の人事委員会の勧告等を勘案し、職員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」及び「学校職員の給与等に関する条例」の一部改正（第15条及び第19条関係）

(ア) 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	支給月	改正	現行
特定幹部職員以外	令和2年	100分の125	100分の130
特定幹部職員	12月	100分の105	100分の110

(イ) 令和3年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

区分	支給月	支給割合
特定幹部職員以外	6月	100分の127.5
特定幹部職員	12月	100分の107.5

イ 「任期付研究員の採用等に関する条例」及び「任期付職員の採用等に関する条例」の一部改正（第6条及び第8条関係）

(ア) 令和2年12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	改正	現行
令和2年12月	100分の165	100分の170

(イ) 令和3年度以降の期末手当の支給割合を次のとおりとする。

支給月	支給割合
6月・12月	100分の167.5

(3) 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(2)ア(イ)及び(2)イ(イ)については、令和3年4月1日から施行する。

15 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

神奈川県手数料条例の一部改正に伴う手数料項目の新設（別表の2 手数料関係）

ア 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料

イ 家畜人工授精所開設許可証再交付手数料

(3) 施行期日

令和3年1月1日

16 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の施行等に伴い、家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料等を新設するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 家畜人工授精所開設許可証の書換え交付及び再交付の事務が法制化されたことにより、当該事務に係る手数料を新設する。（別表の4 環境農政局関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（別表の4 環境農政局関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年1月1日

イ 経過措置

(2)アについては、この条例の施行の日以後に申請書を受理したもののから適用する。

17 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、行政財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額を改定するとともに、各所在地区分に該当する市町村について、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、三浦市及び南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表関係）

イ 電柱のうち、本柱の区分を細分化するとともに、共架電線に係る区分を新設する。（別表関係）

ウ 支線柱、支線及び街路照明柱について、使用料の算定区分から削除するとともに、その他の柱類に係る区分を新設する。（別表関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日

イ 経過措置

(ア) 改正前の別表電柱の項に規定する本柱に係る使用料のうち、使用許可の期間が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了するものについては、令和4年3月31日までの間、使用料は従前の額とする。

(イ) 改正前の別表電柱の項に規定する本柱に係る使用料以外の使用料のうち、施行日前に許可を受け、施行日以後の使用料を既に納入している等の場合、使用料は従前の額とする。

18 和解の概要

(1) 目的

リース期間満了により返却したハードディスクの盗難事件に伴う損害賠償請求について、民法第695条に基づく和解を行うものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

リース期間満了に伴い県が富士通リース株式会社に返却したハードディスク18本の盗難事件に起因する損害賠償請求に係る和解

イ 和解の相手方及び和解金額

(ア) 和解の相手方 東京都千代田区神田練塀町3 富士ソフトビル
富士通リース株式会社
代表取締役社長 近藤芳樹

(イ) 和解金額 2,369万9,480円

(3) 事件の概要等

ア 事件の概要

県と富士通リース株式会社横浜支店との間で平成25年10月21日に締結した所属サーバ機器賃貸借契約（以下「本リース契約」という。）のリース期間満了に伴い、県は同支店にハードディスク（以下「HDD」という。）を返却した。本リース契約では、HDDのデータ消去作業が定められていたが、県が同支店に返却したHDD504本のうち18本が、富士通リース株式会社（以下「FL社」という。）との契約においてデータ消去作業を実施することとされていた株式会社ブロードリンクの元社員により盗難、ネットオークションで転売されたことが令和元年11月26日に発覚した。

イ 協議の概要

令和2年8月26日に県からFL社に対して損害賠償請求通知を送付し協議を開始した。協議の結果、FL社は、県の損害賠償請求額（4,097万3,990円）について全て承諾した。

なお、FL社から、県とFL社間の既存リース契約（20契約）に関し、県が指定する方法でHDDデータ消去作業をFL社が実施する費用（1,727万4,510円）を損害賠償額支払額と相殺する旨の提案があったため、県は提案を受け入れることとし、和解金額を2,369万9,480円とした。

19 当せん金付証券の発売の概要

(1) 趣旨

令和3年度における公共事業等の費用の財源に充てるため、当せん金付証券法第4条第1項の規定により全国自治宝くじ及び関東・中部・東北自治宝くじの発売について議決を得たいので提案するものである。

(2) 発売総額

令和3年度における神奈川県分の宝くじの発売総額を250億円以内とする。

20 新型コロナウイルス感染症対策に係る県内経済の再開と回復に向けた支援について【国際文化観光局関係】

2款 総務費 9項 国際文化観光費

「地元かながわ再発見」推進事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、地元・神奈川県魅力を再発見する契機とする。

(2) 内容

県民限定の県内旅行の割引について、追加で措置する。

(3) 予算額 1,033,457千円

【議案（予算 その3） 4頁 定県第118号議案】

21 令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【国際文化観光局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費			1,433,457
	9 国際文化観光費		1,433,457
		「地元かながわ再発見」 推進事業費	1,433,457
国際文化観光局計			1,433,457

22 令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
県有林事業費	22,770	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	22,770		そ の 他	-
						一般財源	22,770
旧社営林事業費	52,533	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	52,533		そ の 他	52,533
						一般財源	-
林道改良事業費	137,577	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	76,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	137,577		そ の 他	49,038
						一般財源	12,539
治山事業費	42,163	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	11,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	42,163		そ の 他	-
						一般財源	31,163
保安林改良事業費	2,200	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	1,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	2,200		そ の 他	-
						一般財源	1,200
水源林確保事業費	11,840	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	11,840		そ の 他	-
						一般財源	11,840

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
水源林整備事業費	千円 227,364	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	227,364		そ の 他	—
					一般財源	227,364	

23 令和2年度水源環境保全・再生事業会計11月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(新規設定)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
水源林整備事業費	110,296	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	110,296	そ の 他	110,296	
					繰 越 金	-	
水源林土壌保全対策事業費	5,588	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	5,588	そ の 他	5,588	
					繰 越 金	-	

24 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、県が管理する漁港施設及び公共空地等に係る占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料を漁港ごとに規定するとともに、占用料の額を改定する。

（別表第2及び別表第3関係）

イ 電柱の区分を細分化するとともに、電柱を支える支線柱及び支線について、占用料の算定区分から削除する。（別表第2及び別表第3関係）

ウ 土砂採取料の額を改定する。（別表第3関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第10条、別表第2及び別表第3関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日。ただし、(2)ウ及び(3)イ(イ)については令和3年1月1日。

イ 経過措置

(ア) 占用の許可に係る期間のうち施行期日前の期間の占用料については、なお従前の額とする。

(イ) 施行期日前に許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、なお従前の額とする。

25 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 2項 障害福祉費

一部(新) 障害福祉施設等感染症対策費

(1) 目的

障害者支援施設等における福祉サービスの提供体制を維持する。

(2) 内容

障害者支援施設等が行うマスク・消毒液等の購入や施設の環境整備に要する経費に対して補助を行う。

(3) 予算額 2,832,771千円

4款 民生費 5項 児童福祉費

民間児童養護施設等感染症対策費補助

(1) 目的

民間児童養護施設等における感染拡大を防止する。

(2) 内容

民間児童養護施設等が行うマスク・消毒液の購入等に要する経費に対して補助を行う。

(3) 予算額 98,202千円

保育所等感染症対策費

(1) 目的

保育所等における感染拡大を防止する。

(2) 内容

保育所等が行うマスク・消毒液の購入等に要する経費に対して補助を行う。

(3) 予算額 1,240,577千円

26 新型コロナウイルス感染症対策に係る生活支援について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 4項 生活保護費

生活福祉資金貸付事業費補助

(1) 目的

感染拡大の影響による収入減少等により一時的に生活費が必要となった世帯等への支援を行う。

(2) 内容

生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に対して貸付原資等を補助する。

(3) 予算額 23,000,000千円

27 医師等確保対策について【健康医療局関係】

5款 衛生費 4項 医薬費

一部^① 医師等確保対策費

(1) 目的

医療提供体制の確保の観点から、医師の時間外労働規制が適用される令和6年度に向けて、医療機関における医師の働き方改革の推進を図る。

(2) 内容

年間960時間を超える時間外労働を行う医師が勤務する医療機関における適切な労働環境の整備及び労働時間縮減に向けた取組みに対して補助する。

(3) 予算額 399,000千円

地域医療介護総合確保基金積立金

(1) 目的

団塊の世代が後期高齢者となる2025年（令和7年）に向けて、医療・介護サービスの提供体制を強化するために作成した県計画に基づく事業を実施するため、国からの交付金等を原資として基金の積み増しを行う。

(2) 内容

国からの交付金等を原資として基金の積み増しを行う。

(3) 予算額 399,000千円

28 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療の担い手支援について【健康医療局関係】

5款 衛生費 4項 医薬費

⑨ 薬局事務員慰労事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の確保を図る。

(2) 内容

新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者への対応など、感染リスクを抱えながら、業務に従事している保険薬局の事務員に対し、慰労金を支給する。

(3) 予算額 674,000千円

29 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

食品衛生法の一部改正に伴い、ふぐの取扱いについて、ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けて行う場合は、ふぐ包丁師以外の者が従事できるようにするなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 用語の意義の追加

「ふぐ包丁師」の用語の意義に「ふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると認められる者として」を加える。（第2条関係）

イ ふぐの取扱い業務の制限の例外規定の追加

ふぐの取扱い業務の制限の例外規定として「ふぐ包丁師の立会いの下にその指示を受けてふぐの取扱いを行う場合」及び「ふぐの処理がされたものを調理し、加工し、又は貯蔵する場合」を加える。（第3条関係）

ウ ふぐの取扱い等に係る禁止事項等の整理

営業者又はふぐ包丁師の禁止事項として、「認証書又は免許証を他人に貸与してはならない。」とする規定を明確にするため、営業者とふぐ包丁師を分けて規定する。（第13条関係）

エ ふぐ加工製品の取扱い等の届出事項の変更届の規定を削除する。（第16条関係）

オ その他所要の規定の整備を行う。（第2条、第11条及び第23条関係）

(3) 施行期日及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

ア 施行期日

令和3年6月1日

イ 事務処理の特例に関する条例の一部改正

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部改正に伴い、同条例に基づく事務の一部を移譲事務から除くとともに、その他所要の規定の整備を行う。

30 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

食品衛生法の一部改正により、営業許可業種が見直されたことに伴い、営業の施設基準に係る規定を見直すなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 営業の施設基準の整備

営業の施設基準について、共通する基準、営業許可業種ごとの基準及び生食用食肉又はふぐを取り扱う営業に係る施設の基準を規定するとともに、屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準を新たに規定する。（改正後の第2条、別表第1、別表第2及び別表第3関係）

イ 営業の報告及び給食施設の報告等の削除

食品衛生法の一部改正に伴い、営業届出制度が創設されたため、関係規定を削除する。（第3条、第4条及び第6条関係）

ウ 手数料の見直し等

営業許可申請手数料について、営業許可業種の見直しに伴い整理するとともに、継続申請時の手数料を設定する。（改正後の第4条、別表第4関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第1条及び第7条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年6月1日。ただし、屋台等の簡易な施設での臨時営業を対象とした施設基準の施行日は、令和4年6月1日とする。

イ 経過措置

改正前の食品衛生法第52条第1項の許可を受けて営業している者が、この条例の施行の日以後最初に食品衛生法第55条第1項の規定による当該営業と同種の許可を受けようとする場合、その申請手数料は改正後の条例第4条第1項別表第4の「金額（継続）の欄」とする。

31 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

食品衛生法及び食品表示法の一部改正に伴い、法と重複する食品等の自主的な回収に係る報告の規定を削除するとともに、法の規制を超える食品等輸入事務所等の届出に係る規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 食品等の自主回収の報告制度の削除

食品衛生法及び食品表示法の一部改正に伴い、食品リコール情報の報告制度が規定されたため、関係規定を削除する。（第14条関係）

イ 食品等輸入事務所の届出制度及び罰則規定の削除

食品衛生法の一部改正に伴い、食品等の輸入業は公衆衛生に与える影響が少ない営業であり営業届出を要しないこととされたため、関係規定を削除する。（第15条及び第17条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第16条関係）

(3) 施行期日、経過措置及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

ア 施行期日

令和3年6月1日

イ 経過措置

(ア) この条例の施行の日前に着手された食品等の自主的な回収に係る改正前の第14条第1項及び第3項の規定による報告並びに同条第5項の規定による公表については、なお従前の例による。

(イ) この条例の施行の日前に受けた関税法第67条の規定による許可及び同法第73条第1項の規定による承認に係る改正前の第15条第1項の規定による届出については、なお従前の例による。

(ウ) この条例の施行の日前にした行為及び(3)イ(イ)によりなお従前の例によることとされる届出に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

ウ 事務処理の特例に関する条例の一部改正

(ア) 改正の内容

神奈川県食の安全・安心の確保推進条例の一部改正に伴い、同条

例に基づく事務を横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市に移譲する旨を規定した項目を削除する。

(イ) 経過措置

(3)イ(ア)及び(3)イ(イ)によりなお従前の例によることとされる改正前の神奈川県食の安全・安心の確保推進条例第14条第1項及び第3項に規定する報告、同条第5項に規定する公表並びに第15条第1項に規定する届出に係る事務については、(3)ウ(ア)による改正前の事務処理の特例に関する条例別表112の項の規定の例により、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市及び茅ヶ崎市が処理するものとする。

32 衛生研究所の特定事業契約の変更の内容

(1) 変更の理由

衛生研究所については、平成13年3月21日付けで県と有限会社ピー・エフ・アイ・エム・シーワンとの間で締結した特定事業契約に基づき、建物等の改修、建設及び賃貸等並びに維持管理及び研究支援業務を実施している。

衛生研究所の研究支援事業における情報セキュリティの強化を図るため、県が直接パソコンの整備及び運用・保守等を行うなど、研究支援に関する費用について、変更契約を締結する。

(2) 変更の内容

ア 原契約金額（維持管理及び研究支援に関する費用）

平成15年度 4億7,565万円

平成16年度以降 前年度の維持管理及び研究支援に関する費用に改定率を乗じた額

イ 変更契約金額（維持管理及び研究支援に関する費用）

平成15年度 4億7,565万円

平成16年度以降 前年度の維持管理及び研究支援に関する費用に改定率を乗じた額

ただし、令和3年度以降の研究支援に関する費用のうちLAN、情報システム運用業務にかかる費用については、次のとおりとする。

年度	支払額
令和3年度	1,665万1,910円（うち取引に関わる消費税及び地方消費税151万3,810円）
令和4年度	1,590万7,760円（うち取引に関わる消費税及び地方消費税144万6,160円）に改定率を乗じて得た額
令和5年度から 令和8年度	前年度のLAN、情報システム運用業務にかかる費用に改定率を乗じて得た額
令和9年度	前年度のLAN、情報システム運用業務にかかる費用からシステム運用に直接かかる経費を除いた額に改定率を乗じて得た額
令和10年度から 令和14年度	前年度のLAN、情報システム運用業務にかかる費用に改定率を乗じて得た額

【議案（予算 その3）4頁 定県第118号議案】

33 令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【産業労働局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 労働費			60,000
	1 労政費		60,000
		働き方改革推進事業費	60,000
8 商工費			7,500,000
	1 商工総務費		7,500,000
		県内消費喚起対策事業費	7,500,000
産業労働局計			7,560,000

34 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下「法人」という。）の業務の範囲を変更するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 変更の内容

ア 業務の範囲への出資業務の追加

業務の範囲に、法人の試験研究の成果を実用化するために必要な研究開発その他の事業を実施する者に対する出資を位置付ける。

イ 株式又は新株予約権の取得及び保有に係る規定の追加

成果活用事業者の発行した株式又は新株予約権を取得し、保有することができることを規定する。

(3) 施行期日

令和3年4月1日

【予算に関する説明書（その3） 12～14頁】

35 令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【県土整備局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
道路補修費	1,449,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	1,298,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	1,449,000		そ の 他	-
						一般財源	151,000
道路災害防除事業費	80,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	71,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	80,000		そ の 他	-
						一般財源	9,000
交通安全施設等整備費	262,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	232,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	262,000		そ の 他	-
						一般財源	30,000
橋りょう補修費	26,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	23,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	26,000		そ の 他	-
						一般財源	3,000
街路樹維持事業費	16,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	14,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	16,000		そ の 他	-
						一般財源	2,000
道路改良費	592,000	前年度末までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	135,000
						県 債	410,000
		当該年度以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	592,000		そ の 他	-
						一般財源	47,000

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
街路整備費	173,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	155,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	173,000	そ の 他	—	
					一般財源	18,000	
河川修繕費	483,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	483,000	そ の 他	—	
					一般財源	483,000	
水防情報基盤緊急整備事業費	20,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	20,000	そ の 他	—	
					一般財源	20,000	
河川改修事業費	153,750	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	138,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	153,750	そ の 他	—	
					一般財源	15,750	
海岸補修費	24,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	24,000	そ の 他	—	
					一般財源	24,000	
海岸高潮対策費	183,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	183,000	そ の 他	—	
					一般財源	183,000	
砂防林事業費	20,000	前年度未 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	20,000	そ の 他	—	
					一般財源	20,000	

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
砂防施設改良費	千円 3,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	3,000		そ の 他	-
						一般財源	3,000
防災砂防事業費	32,500	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	22,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	32,500		そ の 他	-
						一般財源	10,500
地すべり対策事業費	27,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	9,500
						県 債	13,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	27,000		そ の 他	-
						一般財源	4,500
急傾斜地崩壊対策事業費	128,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	8,000
						県 債	68,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	128,000		そ の 他	25,600
						一般財源	26,400
港湾指定管理費	196,823	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和4年度	196,823		そ の 他	-
						一般財源	196,823
港湾補修費	10,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	10,000		そ の 他	-
						一般財源	10,000
公園整備費	105,000	前年度未 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	64,000
		当該年度 以降の支出 予定額	令和2年度 ～ 令和3年度	105,000		そ の 他	-
						一般財源	41,000

【議案（予算 その3）4頁 定県第118号議案】

36 令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【県土整備局関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9 土木費			1,015,114
	2 道路橋りょう費		94,000
		道路改良費	94,000
	3 河川海岸費		885,474
		河川改修事業費	800,994
		河川再生事業費	84,480
	4 砂防費		35,640
急傾斜地崩壊対策事業費		35,640	
県土整備局計			1,015,114

37 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、法定外公共用財産の使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額の改定及び各所在地区分の変更

使用料の額を改定するとともに、各所在地区分に該当する市町村について、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、三浦市及び南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表関係）

イ 支線柱及び支線の使用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、使用料の算定区分から削除する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

38 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、都市公園の占用許可による使用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 使用料の額の改定及び所在地区分の変更

使用料の額を改定するとともに、三浦市の所在地区分を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表第2関係）

イ 支線柱及び支線の使用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、使用料の算定区分から削除する。（別表第2関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

39 神奈川県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例では、従来から道路法施行令に準拠して占用物件の種類ごと、所在地区分ごとに占用料の額を定めており、道路法施行令の一部改正を踏まえ、占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料の額の改定及び各所在地区分の変更

平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ占用料の額を改定するとともに、各所在地区分に該当する市町村について、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、三浦市及び南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表関係）

イ 支線柱及び支線の占用料算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占用料の算定区分から削除する。（別表関係）

ウ 占用入札に係る規定の整備

占用入札（占用料の多寡等により占用主体を選定する入札）について、実施に必要な占用料の額の最低額の下限の額に係る規定を整備する。（改正後の第4条関係）

エ 自動車専用道路と利便施設等との連結に係る規定の整備

自動車専用道路と利便施設等とを連結したときに徴収する連結料の額の基準や徴収方法について、規定を整備する。（改正後の第6条及び第7条関係）

オ その他所要の規定の整備を行う。（題名、第1条～第3条、第5条及び改正後の第8条関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和3年4月1日。ただし、改正後の第2条第1項の一部の規定の改正については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

イ 経過措置

占用の許可の期間が2年未満かつ施行日をまたいでいる場合の占用料は、従前の額とする。

40 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、土地の占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料等の額の改定及び各所在地区分の変更

占用料等の額を改定するとともに、各所在地区分に該当する市町村について、寒川町を「第一級地」から「第二級地」へ、南足柄市を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表第2関係）

イ 支線柱及び支線の占用料等算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占用料等の算定区分から削除する。（別表第2関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

41 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、港湾の施設の専用利用料の額を改定等するとともに、真鶴港の港湾管理事務所の再築に伴い、会議室等の利用料を新設するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 専用利用料等の額の改定

専用利用料及び占用料について、額を改定する。（別表第1及び別表第2関係）

イ 支線柱及び支線の専用利用料等算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、専用利用料及び占用料等の算定区分から削除する。（別表第1及び別表第2関係）

ウ 真鶴港港湾管理事務所の会議室等の利用料の新設

真鶴港港湾管理事務所の会議室及びシャワー室の利用料について、設定する。（別表第1関係）

エ その他所要の規定の整備を行う。（第4条及び第22条関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日。ただし、(2)ウ及び(2)エについては、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日。

42 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正等を踏まえ、海岸保全区域等の占用料の額を改定するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 占用料の額の改定及び所在地区分の変更

占用料の額を改定するとともに、三浦市の所在地区分を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。（別表関係）

イ 支線柱及び支線の占用料等算定区分からの削除

電柱を支える支線柱及び支線について、国の取扱いに合わせ、占用料等の算定区分から削除する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

【議案（条例その他 その4）57頁 定県第144号議案】

43 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県道路占用料徴収条例の一部改正を踏まえ、三浦市の所在地区分を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

三浦市の所在地区分を「第二級地」から「第三級地」へ変更する。
(第17条関係)

(3) 施行期日

令和3年4月1日

【議案（条例その他 その4）60頁 定県第146号議案】

44 湘南港の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設 の 名 称	湘南港
イ 変更前指定期間	平成26年4月1日から平成34年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成26年4月1日から令和5年3月31日まで

【議案（条例その他 その4）61頁 定県第147号議案】

45 葉山港の指定管理者の指定の変更の概要

(1) 変更の趣旨

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定期間を変更するものである。

(2) 変更の内容

ア 施設 の 名 称	葉山港
イ 変更前指定期間	平成26年4月1日から平成34年3月31日まで
ウ 変更後指定期間	平成26年4月1日から令和5年3月31日まで

46 県立高校における空調設備の整備について【教育委員会関係】

11款 教育費 1項 教育総務費

一部^① 県立学校空調設備整備費

(1) 目的

空調設備未設置教室で授業を行う際の熱中症リスク軽減のため、県立高校の特別教室に空調設備を設置し、学習環境の改善を図る。

(2) 内容

県立高校の特別教室における空調設備工事の一部（150教室分）を前倒しして実施する。

(3) 予算額 1,235,680千円

47 令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
高等学校施設整備工事費	千円 553,000	前年度末までの支出(見込)額		千円 —	特定財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	553,000
	当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	553,000	一般財源	そ の 他	—	
						—	
高等学校施設整備工事設計調査費	212,400	前年度末までの支出(見込)額		—	特定財源	国庫支出金	—
						県 債	212,000
	当該年度以降の支出予定額	令和2年度～令和3年度	212,400	一般財源	そ の 他	—	
						400	

【議案（予算 その3） 4～5頁 定県第118号議案】

48 令和2年度一般会計11月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
11 教育費			1,235,680
	1 教育総務費		1,235,680
		県立学校空調設備整備費	1,235,680
教育委員会計			1,235,680

49 和解の概要

(1) 目的

県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じるものである。

(2) 和解の内容

ア 件名

県立高等学校における部活動中の生徒の負傷等に伴う損害賠償請求事件に係る和解

イ 和解の相手方

ウ 和解内容

県は、相手方が不登校になり、転学するに至ったことについて遺憾の意を表明する。

また、本事案を重く受け止め、いじめの防止に向けて、引き続き取り組む。

(3) 事件の概要

平成29年7月24日、県立高等学校の硬式野球部の活動中に、他の生徒（共同被告）が原告に対して硬球を投げ、原告は左骨盤部挫傷の傷害を負った。

原告は平成30年1月1日に転学した。

(4) 訴訟の経過

ア 原告は、顧問教諭の注意義務違反を根拠とした損害について、県を被告とする損害賠償請求訴訟を横浜地方裁判所に提起した。

県は、顧問教諭の対応に過失はないとして応訴した。

イ その後、口頭弁論等が行われ、令和2年11月9日に裁判所から和解が勧告され、同日に和解条項案が提示された。

50 令和2年度一般会計11月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
警察施設各所営 繕費	千円 158,081	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和2年度 ～ 令和3年度	158,081		そ の 他	-
				一般財源	158,081		
交通安全施設整 備費	215,000	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	92,000
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和2年度 ～ 令和3年度	215,000		そ の 他	-
				一般財源	123,000		

51 令和2年度水道事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	企業債	長期 借入金	国庫 補助金	自己 資金
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
取水及び浄水施設 維持運営費	53,665		-	令和2年度 ～ 令和3年度	53,665	-	-	-	53,665
送配水施設 維持運営費	43,659		-	令和2年度 ～ 令和3年度	43,659	-	-	-	43,659
原水及び浄水設備 整備事業費	34,136		-	令和2年度 ～ 令和3年度	34,136	-	28,000	-	6,136
配水管網再構築 事業費	306,327		-	令和2年度 ～ 令和3年度	306,327	182,000	-	-	124,327
水道施設耐震化 事業費	771,215		-	令和2年度 ～ 令和3年度	771,215	418,000	-	70,709	282,506
老朽配水管 リフレッシュ事業費	2,298,427		-	令和2年度 ～ 令和3年度	2,298,427	1,372,000	-	-	926,427
その他配水設備 整備費	45,364		-	令和2年度 ～ 令和3年度	45,364	-	37,000	-	8,364
大口径老朽管 リフレッシュ事業費	337,661		-	令和2年度 ～ 令和3年度	337,661	-	281,000	-	56,661

52 令和2年度公営企業資金等運用事業会計11月補正予算債務負担行為について【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(新規設定)

事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	自 己 資 金
プロミティふちのべ ビル維持管理事業費	千円 3,542		千円 -	令和2年度 ～ 令和3年度	千円 3,542	千円 3,542

53 令和2年度酒匂川総合開発事業会計11月補正予算債務負担行為について
【企業庁関係】

債務負担行為に関する調書

(追加)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支払 義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	三 管	保 理	受 託	ダ 収 入
貯水池等保全費 対策事業	千円 85,000		千円 -	令和2年度 ～ 令和3年度	千円 85,000				千円 85,000